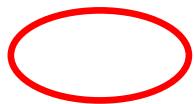
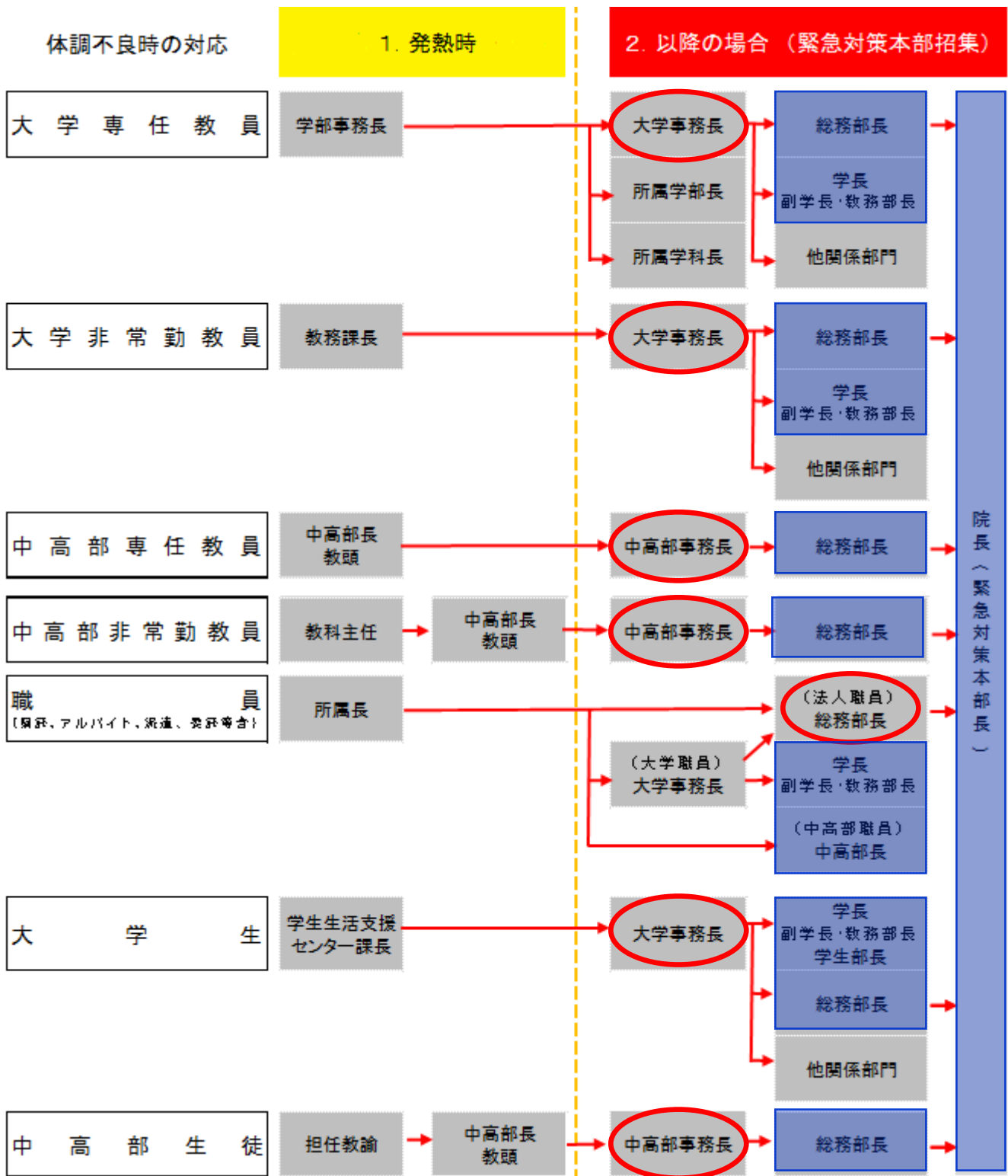


新型コロナウイルス感染症への対応について（教職員関係）

基本方針	① 感染拡大の防止 ② 関係者すべて（生徒・学生・教職員・保護者・同窓生・お取引先等）の安全を確保 ③ 学院運営上必要最低限の業務継続 ④ 必要な情報の公開 ⑤ 自己申告による不利益の除去
予防策	① 手洗い、うがい、咳エチケット等の徹底 ② 不要不急の外出（出張含む）、人込みを避ける ③ 会議、打合せなどの取捨選択、執務室のこまめな換気、座席配置等の工夫、シフトの調整等 ④ 感染症危険情報レベル2以上の国および地域より帰国した場合は、2週間の自宅待機（学院構内立入禁止）とする
体調不良時等の対応 （個人）	1～6に該当する場合は、都度状況を報告する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> （報告先）大学専任教員：学部事務長 中高部専任教員：中高部長および教頭 職員：所属長 大学非常勤講師：教務課 中高部非常勤講師：教科主任 ※報告を受けたものは、「参考 報告の流れ」に沿って対応のこと </div> なお、学院（産業医）から病状についてのヒアリングをおこなうことがある（日々体温等病状を記録のこと） 1. 発熱時等の風邪症状 (ア) 2. に相当しない場合は、自宅待機（学内で発熱した場合は、速やかに帰宅） (イ) 3日以内に症状が軽快した場合は、軽快後2日をもって出勤可 2. 以下のいずれかに相当する場合 ・ 4日以上継続した発熱等の風邪症状 ・ 基礎疾患の保有者、高齢者の発熱等の風邪症状 ・ 高熱、強い倦怠感、呼吸困難等の症状出現 (ア) 「帰国者・接触者相談センター」に相談 (イ) かかりつけ医に電話で相談 (ウ) 自宅待機を継続の上、当該機関の指示に従う 3. 患者との濃厚接触時 ※濃厚接触者の定義：患者に発症2日前以降に接触した者のうち、手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から感染性を総合的に判断）。 (ア) 判明時より2週間の自宅待機の上、症状がなければ出勤可 4. 同居家族が2. 3. の場合 (ア) 判明時より2週間の自宅待機の上、症状がなければ出勤可 5. PCR検査を受検して陰性の場合、または受検対象外であった場合 (ア) 自宅待機の上、症状改善後2週間をもって出勤可 6. PCR検査を受検して陽性の場合 (ア) 病院・保健所等の指示にて入院または自宅・施設待機
体調不良者発生時の対応 （学院）	1. 体調不良時の対応 2.以降で、緊急対策本部を招集し、陽性者が確定した場合の休校、部署閉鎖などの対応を決定 2. PCR検査陽性者発生時 (ア) 総務課長が保健所との窓口、および（イ）以下の対応について統括 (イ) 保健所の積極的疫学調査に協力（各部署） （必要書類等：勤怠関係書類、時間割および出欠関係書類、座席表、フロア図など） (ウ) 学内に濃厚接触者が生じた場合は、該当者への連絡・指示などの実施（各部署） (エ) 学内の消毒等が必要になった場合、保健所等より指示がある場合にはそれに従い、特段の指示が無い場合には、業者委託または教職員にて実施
業務継続計画 （主に事務組織）	部署単位で業務が停止することを想定し、部署毎にあらかじめ準備をおこなう
その他	周知の方法は 専任教員および職員（アルバイト、派遣含む）はメール、非常勤講師はホームページ（大学、中高部）によって行なう



⇒ covid@mail.kobe-c.ac.jp へ報告

※



= 危機管理委員会メンバー への個別の連絡は不要